

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から43年3月まで

市町村役場の職員が自宅に国民年金の加入勧奨に来た際に、20歳までさかのぼり保険料を納付できるとの説明を受けたので、国民年金の加入とともに、さかのぼって保険料を分割納付し始めた。遡及分の保険料納付が終了した昭和44年に、年金手帳を交付してもらったと記憶している。年金手帳交付時に市町村役場の職員から、さかのぼって納付したので年金手帳は再交付になるとの説明を受け、また受け取った手帳には、被保険者になった日が37年の20歳到達時の年月になっていたので、さかのぼって納付した期間も記録されていると思い安心していた。

しかし、ねんきん特別便が届き、改めて年金記録を確認すると、納付記録が昭和43年4月からとなっていた。国民年金の加入勧奨に来た役場の職員は近所の知人であり、勧奨された時に国民年金に加入し、20歳までさかのぼり保険料を納付したはずであるので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年12月15日に払い出されており、その後申立期間を除き、厚生年金保険資格喪失後の国民年金の加入手続を含め滞りなく保険料を納付していることから、国民年金保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人が所持している昭和44年に再交付されたとされる国民年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日と同日の39年12月15日に同じ町内で他人に払い出された番号であり、数年後に元来申立人に払い出された番号が記載された年金手帳を新たに交付されているなど、当時の事務処理に誤りが見受けられる。

さらに社会保険庁が保管する特殊台帳には、申立人は記録された所在地に居住していたにもかかわらず、「昭和42年度不在被保険者」との旨のスタンプが押印されているなど、事務処理に不自然な点が見受けられ、その記録は信ぴょう性に欠ける。

加えて、申立期間当時、市町村では国民年金保険料の収納率を上げるため、現年度保険料を戸別集金に廻った際に、未納期間の納付勧奨とともに過年度保険料の集金もしていたとの市町村役場の元職員の証言があることから、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和39年に国民年金に加入し、さかのぼり保険料を納付したと主張する申立人の供述に不自然さは見られない。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年12月15日に払い出されており、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、払出日からすると、37年1月から同年3月までは時効により国民年金保険料を納付できなかった期間である上、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる有力な証言や周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から43年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和55年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月21日から56年3月31日まで

私は、A事業所の営業部長をしていた同級生の父の紹介で、高等学校卒業と同時に当該事業所へ就職した。当該事業所には昭和55年3月21日に入社し、56年7月まで継続して勤務していた。

現在、手術の順番を待ち働けないため、社会保険事務所に障害年金の受給申請をした際、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことを知ったので、当該記録について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の事業主は、「申立人は縁故による採用であったため試用期間はなく、昭和55年3月21日の採用時より正社員として給与から厚生年金保険料を控除していたと明確に記憶している。入社から退職までB職の仕事をしていた。」と供述している。

また、申立人は、「社長から給与計算が毎月20日締めであるので、翌日の3月21日から出勤するよう言われたことを明確に記憶しているので昭和55年3月21日に入社したことに間違いなく、配属はB職の部門であった。」と供述しており、申立事業所の事業主の供述内容と一致する。

さらに、元同僚は、「私が昭和55年10月に入社した時点で既に申立人は正社員として勤務していた。」と供述している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に適用されている昭和56年4月の標準報酬月額及び申立事業所の事業主の供述から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したと回答しているが、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間の厚生年金被保険者整理番号に欠番が見られないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が欠落したものと考える上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後昭和55年度の被保険者報酬月額算定基礎届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び報酬月額等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和62年3月21日に、資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額をそれぞれ9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 3 月
② 昭和 62 年 8 月

社会保険事務所からの回答書では、厚生年金保険の被保険者期間が昭和62年4月1日から同年8月20日までの4か月とされているが、62年4月から同年9月までの給与明細書では、6か月の厚生年金保険料を控除されているので調査した上で、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間について、申立人は、両申立期間に係る昭和62年4月から同年9月までのすべての給与明細書を保管しており、同明細書によると、申立期間を含めてすべての期間において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立期間①については、事業所保管のメモには入社日が昭和62年3月と記載され、申立人と同日付けで厚生年金保険に加入している複数の同僚も同年3月から出勤し、給与の締切日は毎月20日であったと供述している。その上、同年4月の給与明細書に記載された出勤日数、欠勤日数及び公休日数の合計は31日となり、給与の締切日から逆算すると、同年3月21日から継続して勤務していたものと認められる。

さらに、申立期間②については、事業所保管のメモには退職日が昭和62年8月20日と記載されているが、同年9月の給与明細書に記載された出勤日数、欠勤日数及び公休日数の合計は11日となり、給与の締切日から算出とすると同年8月31日まで勤務していたものと認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人がA事業所に昭和62年3月21日から同年8月31日まで勤務し、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

両申立期間の標準報酬月額については、当該給与明細書に記入されている厚生年金保険料控除額から、それぞれ9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録におけるA事業所の資格取得日及び資格喪失日が雇用保険の記録における資格取得日及び離職日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ日付を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和62年4月1日を資格取得日に同年8月20日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る両申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は両申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月から 52 年 3 月まで

私の父が、国民年金の加入手続をし、自宅に来た集金人に私と母の分を含めて3人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。集金には、市町村役場の職員が来ていたこともあり、その職員は、私の小学校時代の同級生であった。父からお金を預かり保険料をその職員に渡し領収書を受け取ったことを記憶している。

また、別の時期には、子供のころから知っている地区の婦人会の方にも保険料を渡したことも記憶している。結婚するまでは、3人分の保険料は一緒に納付されていたはずであり、申立期間の保険料について私だけが未納となっていることに納得できないので記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「市町村役場の職員や婦人会の方が、国民年金保険料の集金に来ていた。父に代わって自分が保険料を納付したこともあった。」と主張しているが、i) 申立人が記憶している市町村の職員は、「昭和42年から46年ごろまでは国民健康保険担当の職員であったので国民健康保険料の集金業務に携わったことはあるが、国民年金保険料の集金は行っていなかった。」と供述していること、ii) 申立人が記憶している婦人会の集金担当者についても、「国民年金保険料の集金は、婦人会会長に急きょ頼まれ5、6人分の集金を行ったが、申立人の自宅付近の地区は集金を担当していなかった。」と供述し、これら供述内容と申立人の主張に明らかな相違が見られる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年6月27日に払い出されており、払出日からすると、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる有力な証

言や周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の父が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身が国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続を行ったとする申立人の父は既に亡くなっているため、申立人の国民年金への加入状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から53年3月まで

昭和54年ごろだと思うが、私たち夫婦の年金記録を確認してもらったところ、社会保険事務所の職員から「夫には未納期間があるが、妻には未納期間が無い。」と言われたので、その後、夫の未納分の国民年金保険料のみを3回に分けて納付したことがある。

申立期間について、上記のとおり社会保険事務所職員からの教示を受けているにもかかわらず、未納となっていることには納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年ごろ、当時住んでいたA市町村役場において、社会保険事務所の職員から、夫には未納期間があるが、申立人には未納期間が無いと言われたので、特例納付を利用して夫の未納分の国民年金保険料のみを納付したと供述しており、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）においても、申立人の申立期間に係る保険料納付の記録は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年4月14日に夫婦連番で払い出されているが、この払出日以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

昭和42年4月に結婚し、夫と一緒にA市町村役場で国民年金の加入手続をした。その後、国民年金保険料を夫と一緒に納付してきたはずであるのに、申立期間である昭和43年度の保険料について、私だけが未納であるのは、納得できないので記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料について、夫と一緒にA市町村役場で国民年金の手続をした後、保険料を納付していたと主張しているが、i) A市町村保管の申立人の被保険者名簿によれば、昭和42年7月に同年4月から6月までの保険料を納付したことが記録されているものの、同年10月には「不明」と記載され、その後、44年9月に転居先のB市町村において保険料の納付が記録されるまでは申立人の所在が不明とされていること、ii) 42年4月に再交付された申立人の所持する年金手帳を見ると、昭和42年度の国民年金保険料検認記録は同年6月分までA市町村で押印され、同記録横にある印紙検認台紙は、A市町村では切り離されておらず、44年8月にB市町村で切り離し社会保険事務所に進達されていることから、申立人がA市町村役場において申立期間の保険料納付をしていたとは推認し難い。

また、一緒に国民年金保険料を納付していたと主張する申立人の夫については、申立期間同時に居住していたA市町村では、国民年金に加入し保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらず、その後転居したB市町村で国民年金に加入し、申立期間である昭和43年度保険料を、昭和50年12月24日にC市町村で第2回特例納付により納付しているなど、申立人の主張と相違する状況が見受けられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第三種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月1日から36年1月29日まで
申立期間において、事務職ではあったが、一日の大半をサンプリングなどのため坑内で仕事に従事していた。
したがって、申立期間について、第一種被保険者ではなく、第三種被保険者として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所からは「申立人の職種は入社時においては第三種被保険者である坑内夫であったものの、昭和29年7月23日付けで坑外職種である部署に異動し、申立期間においては第一種被保険者としての保険料を控除していた。当時は、「坑内〇〇夫」という職名に該当する者のみを第三種被保険者としていた。」との回答があり、労働者名簿にも同様の異動記録がある。

また、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者種別は昭和29年7月23日付けで坑外を意味する「外」（第一種被保険者）と記載されており、その後、第三種被保険者に種別変更されたとの記載は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険第三種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月28日から同年8月28日まで
② 昭和25年6月から30年4月まで

申立期間①については、A事業所に勤務していた。社会保険事務所の記録では、同事業所における厚生年金保険（当時は、労働者年金保険）被保険者記録が昭和17年6月28日から同年8月27日まで欠落しているが、途中で退職しておらず同年6月3日から同年11月15日まで継続して勤務していたので、当該記録を訂正してほしい。

また、申立期間②については、B市町村にあったC事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと記憶しているので、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所が保存している申立事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は昭和17年6月28日に資格喪失し、健康保険証が返納されたことを示す「証返納」の記載が確認できる。

また、申立人が記憶する同僚3人はいずれも連絡先が不明であるため供述は得られず、当該被保険者名簿から申立期間①当時勤務していた同僚からも申立人が申立期間①当時勤務していたとする供述は得られなかった。

さらに、申立事業所は、平成9年10月に解散、10年11月に清算終了し、元事業主も既に死亡しているため、供述が得られない。

なお、申立人の申立期間①における労働者年金保険への加入及び保険料控除の事実を確認できる関連資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

2 申立期間②のうち昭和26年7月1日までの期間については、当時の駐留軍労働者は、23年12月1日付け厚生省保険局長通達により、すべて日本政府の直庸^{ちよくよう}使用人として、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を有するとされていたが、社会保険事務所が保存している駐留軍従業員の労務管理業務を行っていたD労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は見当たらない。

一方、昭和26年7月1日以降、連合軍の非軍事的業務に使用される労働者は、日本政府の直庸^{ちよくよう}使用人としての身分を喪失し、連合軍との直庸契約に変わったため、同年7月3日付け厚生省保険局長通達により、申立人のように家事使用人は厚生年金保険の強制被保険者とはならない上、社会保険庁のオンライン記録には、申立人が勤務していたとするC事業所に該当する事業所記録は見当たらない。

また、D労務管理事務所の労務管理業務を引き継いだE所轄地方防衛局が保存している厚生年金健康保険被保険者台帳には申立人及び申立人が記憶している同僚の氏名は見当たらない。

加えて、申立人が記憶している同僚は既に死亡しているため、供述は得られない。

なお、申立事業所が組合員であったF健康保険組合には、申立期間②当時の被保険者記録は保存されていない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 5 月 20 日から 7 年 3 月 20 日まで

私は、離職票のとおり A 事業所から申立期間において給料をもらっており、厚生年金保険にも加入していたはずなので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する雇用保険被保険者離職票及び A 事業所が保管する労働者名簿から、申立人が、申立期間のうち、平成 6 年 5 月 25 日から 7 年 3 月 20 日まで当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所の労務担当者に照会したところ、「申立人は、いったん当社を退職後に嘱託社員として再入社しているが、雇用保険には加入させていたものの、健康保険及び厚生年金保険には加入させておらず、その保険料も控除していなかった。」と供述しており、当該事業所が保管する労働者名簿においても、このことが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間前に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成 6 年 4 月 21 日から申立期間後の 7 年 4 月 1 日まで国民年金に加入し、その保険料を納付していることから、当時、申立人は、厚生年金保険に加入していなかったことを認識していたものと推認される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。